

払戻金制度について

当社の紹介者が入社後6ヶ月以内に、本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次に定める金額を返還する。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合
 - ・・・紹介手数料の全額
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合
 - ・・・紹介手数料の70%
- (3) 入社後3ヶ月超6ヶ月以内に雇用契約が終了した場合
 - ・・・紹介手数料の50%